

泉南市立雄信小学校  
いじめ防止基本方針

2023年1月（改訂）

# 目次

はじめに	… 1
I いじめ防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	… 1
2 基本理念	… 2
II いじめ防止等のための組織・取組の年間計画	
1 いじめ防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)	… 2
2 いじめ防止等の取組の年間計画	… 4
III 学校におけるいじめ防止等に対する措置	
1 いじめの未然防止	… 5
2 いじめの早期発見	… 5
3 いじめへの対処	… 5
4 いじめ解消の定義	… 7
IV 重大事態への対処	
1 重大事態の意味について	… 7
2 重大事態の報告	… 7
3 調査の主体	… 7
V 関連資料	… 8

## はじめに

泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現をめざしている。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめは絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることにより、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『自ら考え、行動する子』の育成を教育目標にかかげ、「前向きな子」「ねばり強い子」「つながる子」の育成をめざしている。しかし、小規模校であるため、友だち関係がややもすると固定化されることもあり、友だちの見方も柔軟性に欠けることもある。いじめ問題にまでは発展していないものの、未解決のトラブルを抱え不満をもっている子ども、できあがったグループのなかには入りにくいと感じている子ども、友だちが自分のことをどのように見ているか不安を感じている子どももいる。我々教職員は、これらすべてが、いじめにつながる可能性があるという認識に立たなければならない。

平成 29 年 3 月には国の方針が改定され、平成 30 年 3 月には大阪府もいじめ基本方針の改訂が行われた。本市においても、令和 4 年 12 月に泉南市いじめ防止基本方針が改定され、それに伴い、本校においてもいじめ基本方針の改定を行うこととした。(国の変更に伴い府が変更する主な内容は巻末資料参照)

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめ防止基本方針を定める。

## I いじめ防止等のための基本的な考え方

### 1 いじめの定義

#### (1) いじめ防止対策推進法による定義

- 「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」(いじめ防止対策推進法第 2 条)
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

#### (2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 基本理念

### (1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

### (2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組むことが必要である。

### (3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではない。いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境(雰囲気)を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

## II いじめ防止等のための組織、取組の年間計画

### 1 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置き、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

#### (1) 構成員

○校長 ○教頭 ○首席 ○生活指導主担者 ○養護教諭 ○支援コーディネーター

○人権教育主担者 ○教務主任(上記担当が兼任でない場合)

※いじめが生起した場合は、関係児童の担任(同学年)も構成員となる

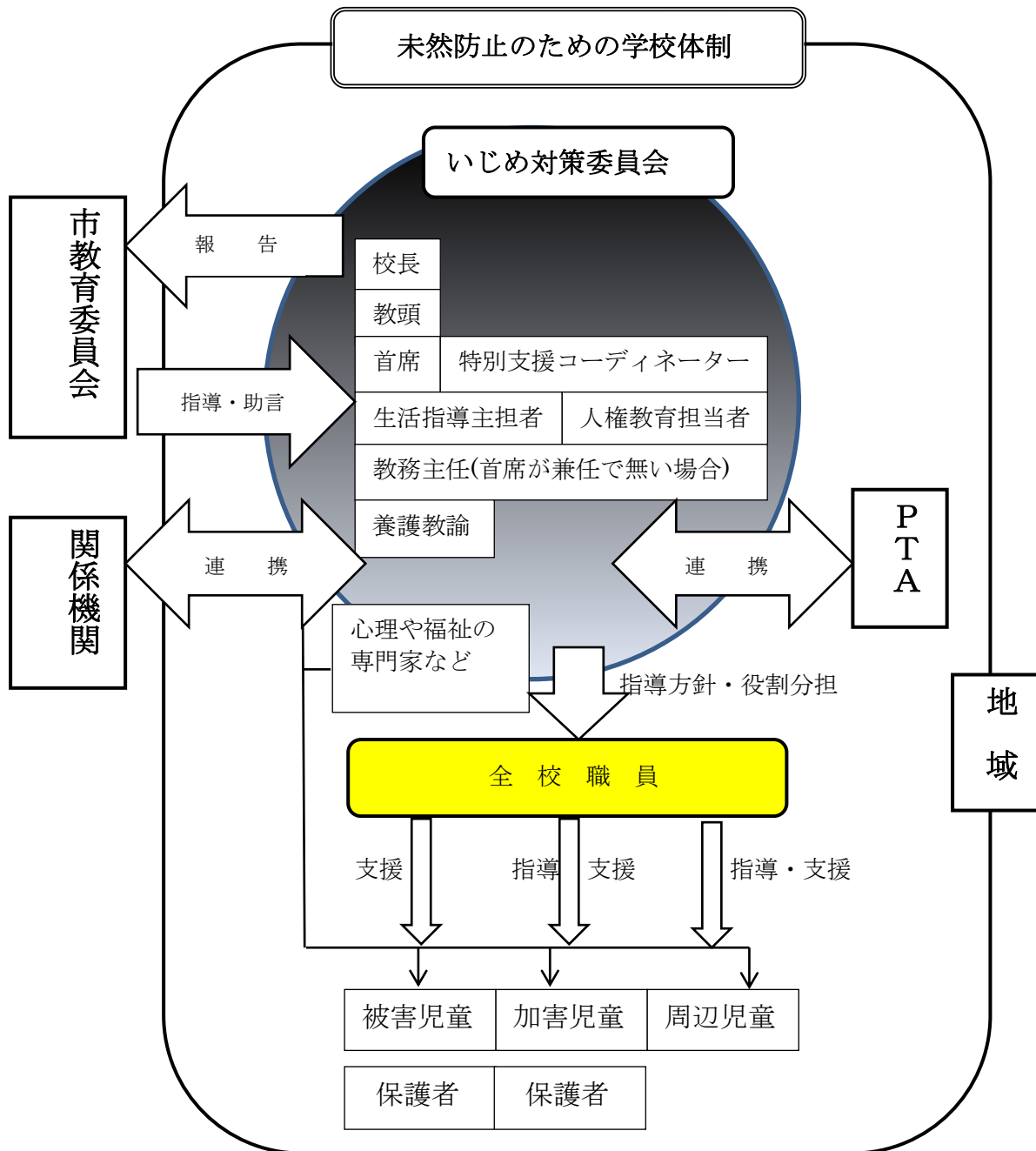
※必要に応じて、心理や福祉の専門家(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等)、弁護士、医師、教員・警察官経験者など

#### (2) 体制(P5 参照)

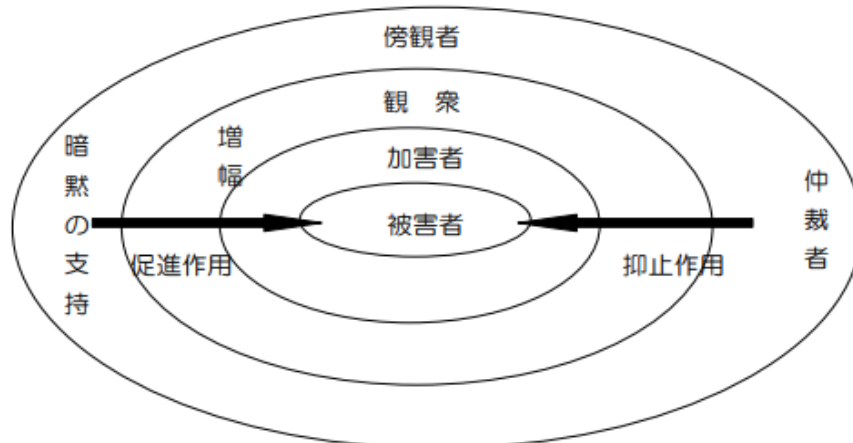
#### (3) 役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめの未然防止の取組
- いじめへの対応
- いじめアンケートのカウントにおける指標の策定
- いじめアンケートの検証
- 教職員の資質向上のための校内研修の企画・実施
- いじめ防止のための年間計画の企画と実施、進捗の確認
- 各取組の有効性の検証
- 学校いじめ防止基本方針の検証・修正

いじめ対応イメージ図（学校体制図）



※ いじめは、加害者(いじめる側)と被害者(いじめられる側)の周囲に、観衆(注目する者、はやしたてたりあおったりする者)、傍観者(暗黙の支持という効果をもたらす)があるといわれる。彼らが仲裁者になるような指導が必要である。（「いじめ対応プログラムⅠ」（大阪府教育委員会）巻頭論文 参照）



## 2 いじめ防止等の取組の年間計画

雄信小学校 いじめ防止年間計画							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校全体
4月	入学式・始業式 児童・保護者への相談窓口周知 授業参観・学級懇談での説明	始業式	始業式	始業式	始業式	始業式	第1回いじめ対策委員会 ○基本方針・年間計画の確認 ○「学校いじめ防止基本方針」の改訂版公表
5月	家庭訪問での家庭状況把握 学級実態報告 校外学習(集団づくり)						
6月	日曜参観 校区人権区民のつどい				臨海学校		第2回いじめ対策委員会 ○アンケートの分析
7月	いじめアンケート① 保護者懇談会						
9月	PTA人権研修						第3回いじめ対策委員会 ○アンケートの分析・経過確認 ・取り組みの検証
10月	運動会(集団づくり) 校外学習(集団づくり)				ドリカム(キャリア教育)		
11月	おのしんまつり(集団づくり)					修学旅行(集団づくり)	第4回いじめ対策委員会 ○年間の取り組みの検証 来年度の年間計画の見直し
12月	いじめアンケート② 保護者懇談会						
2月	ディスカバー(集団づくり)						
3月	いじめアンケート③ 修了式						

### Ⅲ 学校におけるいじめ防止等に対する措置

#### 1 いじめの未然防止

- いじめは絶対に許さず、いじめに向かわない態度・能力を育成するために自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションする能力を育てることが必要である。そのために、教育活動のあらゆる場面で自分自身を大切にすると同様に、他者を思いやる心と態度を育む取組を行う。
- 誰もが大切にされ、安心して過ごせるクラスづくりを行い、道徳などの学習で児童自らいじめについて学び、行動できるようにする。さらにコミュニケーションスキルトレーニングや保護者とともに、携帯ネットに関するリスクについても学ぶ機会を設ける。

#### 2 いじめの早期発見

- 朝の健康観察時や休憩時間の様子・表情を観察し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにしていく。この観察は自分のクラスだけでなく、学年や学校全体の中でも教職員全員が行い、気づいたことがあれば担任に連絡したり、生指部会で情報を共有したりすることで、組織としていじめの早期発見に努める。
- 学期ごとのアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を行い、児童の実態把握に努める。また、いつでも相談してもよいということや、安心して話ができるような雰囲気大切にしていく。
- 学校便りや学級・学年通信などにより、保護者への相談体制を広く周知する。いじめ対策委員会で、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

#### 3 いじめへの対処

<いじめ発見・通報を受けたときの対応>

- ① いじめアンケート等によりいじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生活指導担当や管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合には、担当者が「いじめの認知状況報告書(様式A)」を作成し、教育委員会に報告、相談をする。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

\*「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していく。(※…巻末資料参照)

### <いじめられた児童又はその保護者への支援>

- ① いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境(教室以外も可)を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

### <いじめた児童への指導又はその保護者への助言>

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### <いじめが起きた集団への働きかけ>

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ② いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。運動会やおのしんまつり、ディスカバー、校外学習等の行事は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

### <SNS・ネット上のいじめへの対応>

- ① SNS・ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を学習する機会を設ける。



## 4 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ア「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。  
(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

### イ「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

また、いじめ認知から3カ月が経過した後、「いじめのその後の状況報告書(様式B)」を市教委に提出する。その後、いじめが解消されるまで1か月毎に様式Bにより市教委に報告します。「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

## IV 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起きている。こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じることが必要である。そのため、市、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

#### 【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

#### ○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例) ・児童生徒が自殺を企図した場合  
・身体に重大な傷害を負った場合  
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

#### ○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校長および学校の設置者の判断で調査に着手する。

### 2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。

### 3 調査の主体

学校が主体となって調査を行うことになった場合には、常設のいじめ対応委員会が調査を行う。必要に応じて、市教育委員会に対し指導及び人的措置の支援を要請する。

市教育委員会が主体となって調査を行う場合は、市教育委員会に設置された附属機関である委員会が行う。

## V 関連資料

### 「行政資料」

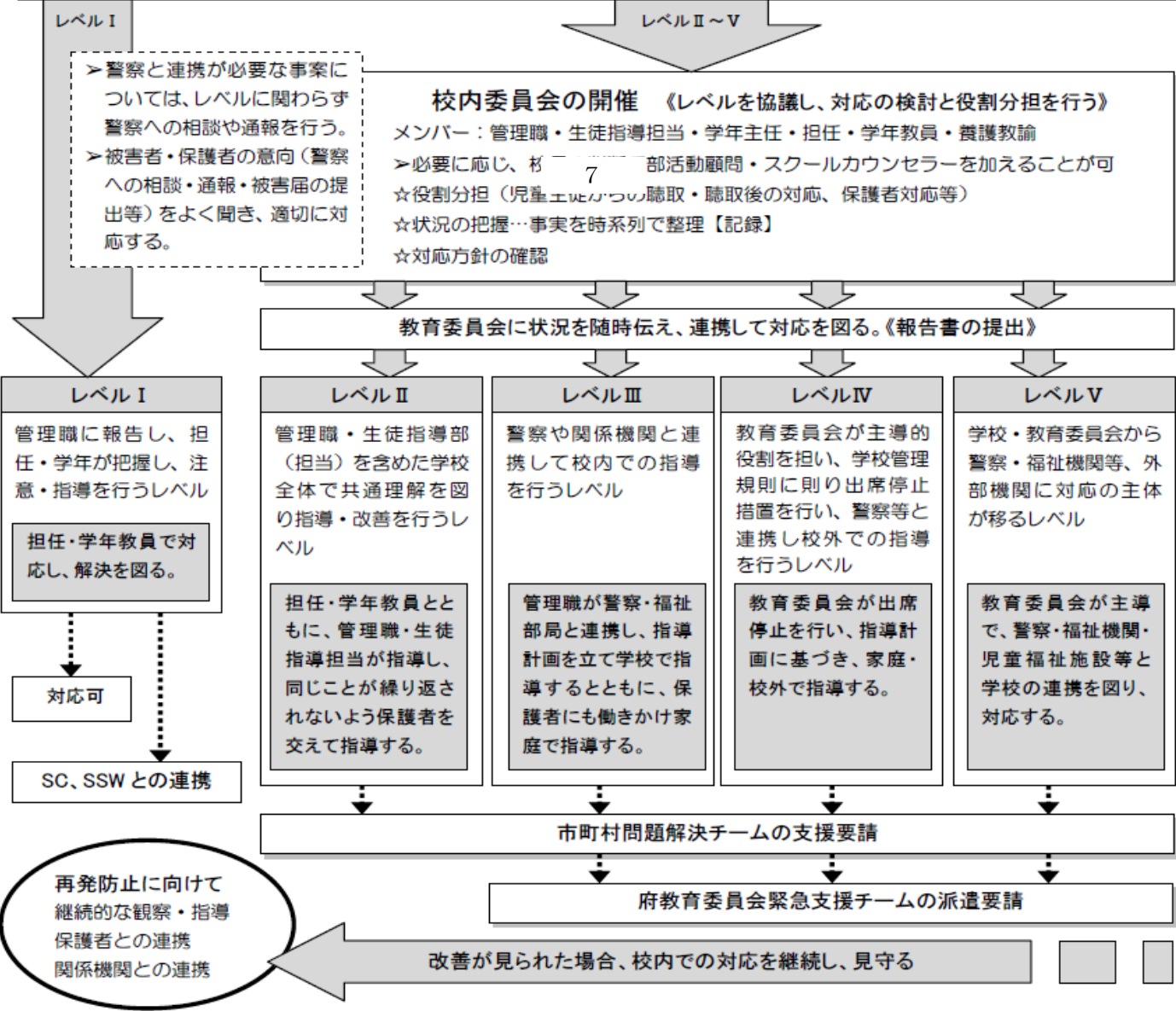
- ◇ いじめ防止対策推進法（文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)
- ◇ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1304156\\_02\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1304156_02_2.pdf)
- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf)
- ◇ いじめ防止指針（大阪府）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimebousisisin.html>
- ◇ いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ（大阪府）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ いじめ対応プログラム実践事例集（大阪府）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（大阪府）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 5つのレベルに応じた問題行動へのチャート（大阪府）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>

# 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

## ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
  - ① 加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
  - ② 問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
  - ③ 教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
  - ④ レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



## 留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いくかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 5つのレベルの例示

### レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)  
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等  
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

### レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害  
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ  
※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する  
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合  
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

### レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)  
□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)  
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等  
※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合  
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察や子ども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

## レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

## レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。